

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープ
夢コープ清水事業所
指定訪問介護・第1号訪問事業運営規程

【事業の目的】

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが開設する夢コープ清水事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護・要支援・事業対象者の状態にある方（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問介護及び第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 夢コープ清水事業所
- （2）所在地 静岡市清水区春日2丁目6-29

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

訪問介護事業・ 第1号訪問事業訪問介護相当サービス	職務内容
管理者 1名 （常勤・サービス提供責任者と兼務）	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供にあたるものとする。
サービス提供責任者 3名以上 （うち1名は管理者と兼務）	サービス提供責任者及び訪問事業責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別援助計画の作成等を行う。
訪問介護員等 常勤換算2.5名以上 【内訳】介護福祉士 10名以上 訪問介護員養成研修修了者 20名以上	訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。
事務職員 1名（非常勤）	必要な事務を行う

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業及び営業時間は次の通りとする。

- （1）営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日と12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。

ただし、訪問介護及び第1号訪問事業訪問介護相当サービスは、需要により、営業日もしくは営業時間外でもサービスの提供は可能とする。

【訪問介護等の内容及び利用料等】

第6条 指定訪問介護・第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び静岡市長が定める基準によるものとする。

指定訪問介護： (1) 身体介護 (2) 生活援助

第1号訪問事業： 訪問介護相当サービス

訪問介護等に要した交通費は、すべて事業所の負担とする。

【緊急時等における対応方法】

第7条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市とする。

【虐待防止に関する事項】

第9条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

- ・虐待防止に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し定期的な研修を実施する。

【身体拘束の禁止】

第10条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

【その他の運営についての重要事項】

第11条 事業所は、訪問介護員等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 就任時研修 就任時

(2) 従業者研修 月1回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また退職後もこれらの秘密を保持させるべき旨を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープとの契約の内容とする。

3. 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・生命を守るため以下の措置を講じる。

- ・感染症対策に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規程は平成30年4月1日から施行する。
2. 令和3年4月1日（2021年）第4条変更、第9条（3）虐待防止等の対策を追加。
3. 令和5年4月1日（2023年）第4条、第6条の一部を削除（生活援助型訪問サービスの廃止による）
4. 令和6年4月1日（2024年）第5条（1）、第9条第1項、第3項 改定。第9条第4項追加。
5. 令和6年12月1日（2024年）第9条、第10条 改定。
6. 令和7年4月1日（2025年）第10条追加。